

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険料の年金からの特別徴収実施について
----	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：地域文化部国保年金課）

担当係 庶務係

担当者 谷脇

内線（2718）

事業の概要

事業名	国民健康保険料の年金からの特別徴収
担当課	地域文化部国保年金課
目的	国民健康保険法が改正されたため、保険料の年金からの特別徴収を実施する
対象者	老齢もしくは退職、障害または遺族年金給付者で、年額18万円以上の年金給付があり、世帯員全員が65歳以上75歳未満で構成される国民健康保険世帯の世帯主
事業内容	<p>国民健康保険法及び司法施行令の改正により、年金からの特別徴収が義務化されたため、国民健康保険料の年金からの特別徴収制度を実施する。制度の施行は平成20年4月からだが、新宿区はシステム改修が間に合わない場合の経過措置を適用し、平成20年10月からの実施を予定している。</p> <p>年金保険者から送付された65歳以上75歳未満で年額18万円以上の年金を受給している特別徴収候補者のうち、国保加入世帯員全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）が対象となる。ただし、介護保険と国民健康保険の保険料合算額が年金受給額の1/2を超える場合は特別徴収を行わない。</p> <p>なお、特別徴収開始まで（20年4、6、8月分天引き）は、別紙、結合される情報項目のうち各種区分に特別徴収非対象、各種金額1及び2に0と入力し、伝送する。</p> <p>1. 特別徴収の対象者に該当するかどうかの把握は、年金保険者（社会保険庁等）において毎年6回行われ、対象情報が区あてに送付される。</p> <p>（1）年次処理（1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月把握（4月1日現在特別徴収対象者）対象者は、10月から特別徴収を開始する。 <p>（2）捕捉（追加）処理（5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するようになった人が、年度途中（6月把握・8月把握・10月把握・12月把握・2月把握）で対象情報が送付される。 <ul style="list-style-type: none"> 65歳到達後、新たに年金の裁定をうけた人 すでに年金をうけており、65歳に到達した人 住所変更を行った特別徴収対象者 ・6月把握（4月2日～6月1日まで）は、12月開始となるが、区の判断で翌年4月開始とする。 ・8月把握（6月2日～8月1日まで）は、翌年2月開始となるが、区の判断で翌年4月開始とする。 ・10月把握（8月2日～10月1日）は、翌年4月開始となる。 ・12月把握（10月2日～12月1日）は、翌年6月開始となる ・2月把握（12月2日～翌年2月1日）は、翌年8月開始となる。 <p>2. 年金保険者は、特別徴収対象者の氏名・住所・年金種類等の受給者情報をそれぞれの把握時期に判定し、指定された期日までに区に情報を送付する。</p> <p>3. 区は、年金保険者からの通知にもとづき、特別徴収対象者と対象年金種類を確定し、支払回数割保険料等とあわせて、期限までに年金保険者に通知する。</p> <p>4. 特別徴収対象者に対して、区は、特別徴収を行う旨と対象年金種類・支払回数割保険料額等を通知する。</p> <p>さらに、年金保険者は、支払回数割保険料額を特別徴収開始月以後最初の支払日（年次処理では、10月以後最初の支払日）までに通知（支払通知書に記載）する。</p> <p>5. 年金保険者は、特別徴収額を徴収月の翌月10日までに区に納める。</p> <p>6. 区で特別徴収を中止する場合は、本人と年金保険者に通知する。（年金保険者は、通知日以降の特別徴収は行わない。）</p> <p>年金保険者で中止する場合は、区に通知があり、その翌月以降は特別徴収を行わない。</p>

件名 国民健康保険料の年金特別徴収システムの開発について

保有課(担当課)	地域文化部国保年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 65歳以上75歳未満の新宿区国民健康保険加入世帯の世帯主(擬制世帯主除く)</p> <p>2 記録項目 付属資料1のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ 国保情報トータルシステム(国保賦課データベース、国保収納データベース)</p>
新規開発・追加・変更の理由	年金からの特別徴収を実施するにあたり、既存処理との整合性を図り、かつ、効率的に事務を行うためには、国保情報トータルシステムに年金からの特別徴収に係る情報を記録せざるを得ないため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>上記記録項目の付属資料1に記載の追加項目を追加する。</p> <p>年金保険者から送付される特別徴収候補者から特別徴収依頼対象者判定を行い国保賦課及び収納データベースに記録し年金保険者あて依頼データを送付する。</p> <p>特別徴収実施者が国保資格喪失等になった場合には、年金保険者あて資格喪失情報を送付する。</p> <p>特別徴収の開始・変更・中止を決定した場合に該当世帯主あて通知を出力する。</p> <p>オンライン画面に特別徴収に係る項目を表示する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内開発
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後、(平成20年7月下旬年金保険者へ特別徴収依頼通知)

記録項目

国保賦課データベース

1. 賦課レコード

既保有項目

年度、記号番号、賦課期日、過年度表示、介護調定表示、介護過年度表示、介護適用除外表示、

追加項目

特徴区分

2. 調定レコード

既保有項目

合算保険料・合算マル退保険料均等割・国保保険料・マル退保険料・介護2号保険料・介護2号マル退保険料それぞれの各項目（期別保険料、所得割、前年過年度、前々年過年度、過年度合計、保険料合計）減額賦課表示、減免表示、本算定保留表示、処理日、発付日、確定発付区分、発付保留表示、返戻日、公示日、送達日、再出力日、人数、税合計額、介護2号人数、介護2号住民税合計、異動事由

追加項目

普徴分期別保険料、特徴分期別保険料、支払区分、切替事由、切替日

3. 個人賦課レコード

既保有項目

住民番号、賦課期日コード、賦課コード、賦課権発生年月日、賦課権消滅年月日、介護賦課期日、介護賦課コード、介護賦課権発生日、賦課権消滅年月日、介護適用除外該当表示、基礎年金番号

4. 個人所得レコード

既保有項目

相当年度、所得判明区分、所得判明内容、所得判明日、住民税均等割、住民税所得割、住民税合計、課税標準額、総所得金額、軽減所得金額、旧但書所得、公的年金収入、給与収入、専従者給与額、譲渡特別控除前額、譲渡特別控除後額、純損失の繰越控除額、雑損失の繰越控除額、総収入金額、低用総所得額、合計所得金額、課税総所得金額、激変緩和用判定区分、激変緩和用判定内容、激変緩和用判定日、緩和前住民税所得割額、緩和前住民税合計、緩和前軽減基準所得、激変緩和該当表示

国保収納データベース

1. 収納レコード

既保有項目

年度、記号番号、滞繰 KEY、合算調定額、国保調定額、一部繰越額、マル退調定額、介護2号調定額、介護2号マル退調定額、旧会計年度純収入額、納付額、未納額、再入過誤納額、歳出過誤納額、マイナス充当額、プラス充当額、マイナス歳出充当額、還付額、歳出還付額、歳入充当還付マル退分額、歳出充当還付マル退分額、マル退納入額、歳入充当還付介護2号分額、歳出充当還付介護2号分額、介護2号納入額、完納表示、収納状況表示、督促表示、督促該当月、督促公示表示、督促公示該当月

追加項目

普徴分調定額、特徴分調定額、特別徴収分の各項目（旧会計年度純収入額、納付額、未納額、再入過誤納額、歳出過誤納額、マイナス充当額、プラス充当額、マイナス歳

出充当額、還付額、歳出還付額、歳入充当還付マル退分額、歳出充当還付マル退分額、マル退納入額、歳入充当還付介護 2 号分額、歳出充当還付介護 2 号分額、介護 2 号納入額、収納状況表示)

2 . 収納履歴レコード

既保有項目

会計年度、収納処理日、収納種別、取消区分、収納金額、口座区分、収納期別、充当対象年度、充当対象記号番号、過誤納マル退分額、過誤納介護 2 号分額、還付執行区分、還付執行日、還付通知日、還付公示日、過誤納確定未処理表示

追加項目

徴収制度区分、徴収制度区分 (充当)

3 . 時効レコード

既保有項目

時効処理年月日、時効表示、期別時効額

4 . 処分レコード

既保有項目

処理日、処分区分、処分期別、処分金額、執行停止該当条項、処分財産、他からの参加表示、解除日、解除事由、給付制限事項

国保年金特徴データベース (新規)

1 . 特徴レコード

追加項目

記号番号、特徴開始予定月、特徴待機フラグ

2 . 特徴個人レコード

追加項目

住民番号、特徴対象者フラグ

3 . 特徴履歴レコード

追加項目

自治体コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、後期移管コード、各種年月日、各種金額 1、各種金額 2、各種金額 3、共済年金証書記号番号、介護被保険者番号、介護住民区分、介護住民番号、介護住所地特例、介護捕捉年月日、介護待機フラグ、国保年金課付加情報、国保記号番号、介護金額 1、介護金額 2、除外区分

< 質問事項 >

特別徴収にかかる経路機関への個人情報の提供は、法に基づく情報提供ということで、経路機関(国保連合会)との協定等の締結は必要ないと考えていいのでしょうか？

(回答)

お見込みのとおり必要はないと考えております。

必要ないとする、万が一経路機関において情報漏えい等があった場合の責任の所在、罰則等の適用については、どのように考えればいいのでしょうか？個別に委託行為があれば、委託契約において罰則の適用等について規定できますが、契約行為がないとすると予め縛りをかける余地はないのでしょうか？

(回答)

個人情報保護法、国保連等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等の遵守により整理は出来ると考えております。

現行の介護保険の特別徴収については、経路機関を経由していない訳ですが、今回経路機関を経由することとなった経緯についてご教示願います。(経路機関を経由することで、情報漏えいのリスクが高まるということから出されている質問です。)

(回答)

経路機関を設けた理由については以下のとおりです。

- ・ 現在、介護保険の特別徴収においては、特別徴収対象者、控除額等の通知について、「庁(社会保険業務センター) 社会保険事務所 市町村」と経路して、行っているところ。
- ・ 平成 20 年度より国民健康保険税の特別徴収を開始するに当たっては、市町村と年金保険者の業務の効率化の観点から、介護保険と窓口を一本化することが適当であると考えたところ。
- ・ 現行の介護保険においては、市町村と年金保険者のやりとりは磁気媒体による郵送での授受としているところであるが、国保と後期高齢者医療制度が新たに加わることにより、かなりの情報量のやりとりとなるため、郵送での対応は事務負担がかなりかかることが予想された。
- ・ そのため、現在、介護保険及び国保のレセプト審査、支払業務を行っており、既にほとんどの市町村と専用回線が引かれている中央会、国保連を経由し、伝送で情報の授受を行うことが最適と考えたところ。
- ・ 中央会、国保連においては、プライバシー保護のための対策も既に十分講じられており、事務の一体化による効率化、簡便化、システム開発経費の抑制の観点から、保険料の特別徴収に係る情報の伝達は、国保連、国保中央会を経由して、行うこととしたところ。

なお、これまで、庁とは別に独自に市町村とやりとりをおこなっていた地共済分についても、平成 20 年度からは同様に国保連・国保中央会を経

由することとなり、市町村事務の軽減が図られることとなった。

経由機関においては、年金保険者から市町村へ送付する年金受給者情報等の名寄せ（市町村別）を行ったり、市町村から年金保険者へ特別徴収依頼をする際の形式チェック等を行っているが、収録されているデータ自体を操作することはない。